

## 安全・生活

### 「秋の全国火災予防運動」

11月9日～15日

「忘れてない? サイフにスマホに

火の確認」

11月は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になることから、秋の全国火災予防運動が「119番の日」の11月9日(金)から15日(木)に実施されます。この運動の目的は、住民のみならず防火の意識を高めていただき、火災による死傷者を無くし、財産の損失を防ぐことです。

消防本部では、期間中、事業所などにポスターの掲示をお願いするとともに、消防車両による巡回宣伝やホームページなどを通じて、火災予防を広く住民のみなさんにお知らせしています。また、防火対象物や危険物施設への立入検査を行い、防火安全対策を指導します。

火災のない安全・安心なまちづくりのため、火気の取り扱い・放火防止対策など、みなさんのご協力をお願いします。

問||箕面市消防本部予防室

☎724-00015

### 119番のポスター

11月9日は「119番の日」です。この機会に119番通報について理解

を深めていただければと思います。

普段あまり馴染みのない119番通報ですが、みなさんもいつ火災に見舞われたり、救急要請が必要となるかもしれませぬ。

いざという時のために、次の4つのポイントに注意をして、慌てず、落ち着いて、正確に通報してください。

①「火事です。」または「救急です。」とはつきりと伝える

②住所・場所を正確に伝える(お出かけ先などで場所がわからない場合は

交差点や近くの目標物を伝える)

③火災の場合:燃えている場所(1階の台所など)、煙や炎の状況、逃げ

遅れやけがの人の有無などを伝える

救急の場合:意識と呼吸の有無、主な症状、年齢、性別などを伝える

④通報者の名前、電話番号を伝える

問||箕面消防署 通信指令室

☎724-5678

### 放火防止対策について

「放火」および「放火の疑い」による火災は、全国的に火原因の上位を占めています。放火を減らすためには、住民の皆さま自らが、放火されない環境を作ることが大切です。放火予防のために特に次の点に注意しましょう。

・家の周りの燃えやすいものを片付け

・ごみは収集日の前日(前夜)から出さない

・玄関灯や門灯をつけて家の周りを明るくする

・ポストに郵便物などをためない

・車やバイクのカバーは燃えにくい防火品を使う

・門扉、車庫、物置などは施錠する

・火災を発見したら大きな声で周りに知らせ、119番へ通報してください。

問||豊能消防署 ☎736-0119

### 11月は指名手配被疑者捜査強化月間です

皆さまからの情報が、指名手配被疑者の発見につながります。

どんな些細な情報でも構いません。最寄りの交

番、警察署までご連絡ください。

問||豊能警察署 ☎737-1204

☎724-5678



### 11月は自転車マナーアップ強化月間です

自転車事故の未然防止を図るために重点目標とスローガンが設けられています。皆さんお互い交通ルールを守りましょう。

【月間重点】  
○自転車利用者の交通ルール遵守の徹底

○放置自転車の追放

【スローガン】

○自転車は 車といっしょ 左側

○ちよつとだけ みんなが困る その

放置

問||住民人権課 ☎739-3402

### ご存知ですか、大阪府自転車条例と自転車保険への加入義務化

大阪府では近年、自転車に関連する交通事故が増加傾向にあることから、自転車の安全で適正な利用、自転車の交通事故防止および被害者の保護を図ることを目的として、平成28年4月に大阪府自転車条例が制定されました。

自転車の点検整備や、65歳以上の方のヘルメット着用などに努めることが求められ、平成28年7月1日からは自転車

保険への加入が義務化されています。

詳しくは大阪府のHPまたは大阪府

自転車条例総合窓口までお問い合わせ

ください。

【主な制定内容】

(高齢者のヘルメットの着用)

○高齢者は、自転車を利用する場合は、

乗車用ヘルメットをかぶるよう努め

る

(自転車損害賠償保険等の加入)

○自転車利用者は、自転車損害賠償保

険等に参加しなければならない(義

務化)

務化)

※また、自転車運転の際は、「携帯電話を使用しながら」や「音楽を聴きながら」などの「くししながら運転」は危険ですのでやめましょう。

問Ⅱ大阪府自転車条例 総合窓口  
☎06・6944・6736

## スマートフォンの詐欺メールにご注意!! ウィルス感染の恐れがあります

### 【事例Ⅰ】

大手宅配業者の名をかたり、「不在通知」というSMS(ショート・メッセージ・サービス)が送られてきた。その内容を見るためには、アプリをダウンロードしなければならぬと誘導され、そのメール内のアプリダウンロードのリンクをクリックした。

すると、アプリのダウンロードが、きつかけで、自分のスマートフォンから個人情報抜き取られ、身に覚えのない請求をされてしまった。

### 【事例Ⅱ】

大手宅配業者の名をかたり、SMSが送られてきた。メール内のURLをクリックしたら、アプリがダウンロードされて、電話帳に登録している人に同様のSMSが送られた。

### 【被害に遭わないために】

・不審なメールのURLを開かない。  
・実在する事業者のホームページやメールを確認する。

・セキュリティソフトの利用や、スマートフォンでのセキュリティ設定で「提供元不明のアプリ」をオフにしておく。

・操作を指示、誘導されても従わない。  
・パスワード等の個人情報は入力しない。

【不審なアプリをインストールしてしまった場合など】

すぐに携帯電話会社に相談し、パスワードの変更、スマートフォンの初期化等を行ってください。身に覚えのない請求があれば、豊能町消費生活コーナーにご相談ください。

問Ⅱ農林商工課 ☎739・3424

## 豊能町防犯委員会研修会

### 「地域で防ぐオレオレ詐欺」

時Ⅱ11月6日(火)

午後2時～3時30分頃

所Ⅱ西公民館大会議室

内Ⅱ①講話「管内のオレオレ詐欺などの特殊詐欺被害の実状について」(豊能警察署生活安全課)

②DVD鑑賞「みんなで防ごう特殊詐欺」

③講話「元刑事から見た侵入盗犯罪について」(町安全管理専門「官」)

対Ⅱ防犯委員、町内在住、在勤の方

※満員の場合は、入場をお断りする場合がございます。

問Ⅱ豊能町防犯委員会事務局(豊能町住民人権課)☎739・3402

## 狩猟期間中の山林などへの侵入は注意してください

狩猟期間中(大阪府の場合は、11月15日～平成31年3月15日)には、町内のみならず町外からも狩猟者が町内山林において捕獲活動を行います。

山林作業はもちろんのこと、ハイキングなどで山林に入られる際には、狩猟事故を未然に防ぐため、次の点に注意してください。

### 注意事項

①目立つ色の服を着用すること。  
②鈴やラジオを用いて、狩猟者に自身の存在を知らせること。

③わなを見つけた場合には、決して近づかないこと。

問Ⅱ農林商工課☎739・3424

## 廃棄物の野積み、野焼き、不法投棄は犯罪です!

### 土地などを管理されている方へ

土地の所有者・管理者が、土地の管理を適切に行っていないかったり、安易に土地を貸した結果、廃棄物が不法投棄されたり、埋め立てられたりして、周りの生活環境にも支障を及ぼすことがあります。

このような場合、土地所有者などが

多額の費用を負担して撤去しなければならなくなるケースもあります。このような事態にならないよう、土地の状況を定期的に監視するなど、管理を徹底しましょう。

また、土地を他人に貸すときは用途を十分確認し、書面で契約を結ぶようにしましょう。

問Ⅱ大阪府産業廃棄物指導課

☎06・6210・9572

☎06・6210・9509

✉kansui.shin-g@sdbox.pref.osaka.lg.jp

環境課 ☎739・1100

PCBが含まれた電気機器などはありませんか? PCBは処分期間内に処理しなければなりません!

事務所や自宅などで、PCBが含まれた電気機器など(変圧器、コンデンサー、業務用の照明安定器など)を保管・使用していませんか。事業所の電気室、キュービクル、倉庫などの点検をお願いします。PCBを含む電気機器などは、処分期間内(高濃度:2020年度末、低濃度:2026年度末まで)に処理が必要です。確認方法や届出などの詳細は、大阪府までお問合せください。

問Ⅱ大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ

☎06・6210・9509